

常呂川流域懇談会からの提言	常呂川水系河川整備計画(原案)
<p>太陽と緑の大地—さわやか常呂川 ～ふるさとの川を後世に伝えよう～</p> <p>常呂川は、道東屈指の大河川で北海道の屋根と称せられる大雪山系の一つ、三国山に源を発し、無加川をはじめ多くの支川を合してオホーツク海に注ぐ河川である。</p> <p>常呂川流域では、縄文、擦文、オホーツク文化の遺跡に見られるように、古代から独自の一大文化圏を築いてきた。また、明治の開拓期でも常呂川の恵みが入植した人々の生活の支えであったし、昭和の初期には、世界市場の7割を占めるハッカの生産で、世界に名を馳せてきた。</p> <p>現在でも、広大な森林、肥沃な大地、ホタテやサケ・マスに代表される水産資源に恵まれ、ソーラーカーレース等のイベントやさわやかな気候を活かしたスポーツ合宿などが盛んで、オホーツク海側地域の産業、経済、文化の中心地帯を形成している。</p> <p>このような歴史や風土を有する常呂川の特長や将来のあるべき姿について、以下のような流域像が考えられる。</p> <p>「太陽」 常呂川は住民のくらしの中心的存在であり、日照率の高さが国内有数であることから、この地域の象徴となっている。</p> <p>「緑」 自然環境の保全・創造、良好な水環境及び生態系の保全による安全・安心・清潔な川が求められており、ハッカやハーブなどもイメージできる。</p> <p>「大地」 常呂川の流域全体が一体となることが大事であり、古代から一大文化圏を築いてきた肥沃な土地をイメージできる。</p> <p>「さわやか」 人々が憩い安らげる河川空間や美しい自然景観が求められており、スポーツ合宿などもイメージできる。</p> <p>「ふるさと」 流域住民の一人一人が常呂川に思いを馳せ、行動すること</p>	

が必要である。

「後世に伝える」 以上の流域像を具体化し、地域の営みを支える常呂川の恵みを子孫へ残し伝えることが何よりも大事である。

このような流域像を将来の流域の目標とし、常呂川流域懇談会では、以下の4つの事項について討議しました。

1. 洪水による災害発生の防止について
2. 水利用について
3. 河川環境の整備と保全について
4. 流域の人々と連携した川づくりについて

今後、これらの治水・利水・環境・連携が相互に調和し、「ふるさとの川常呂川」が、太陽が燦々と輝く緑の大地にふさわしい、自然豊かで、潤いと触れ合いにあふれたさわやかな川となって後世に引き継がれるように、流域に住む一人一人が努力していくことが求められています。

1. 洪水による災害発生の防止について

明治30年から31年にかけて屯田兵が北見及び端野に入植して以来、明治31年、大正8年及び大正11年と度重なる大洪水に見舞われ、多くの生命・財産が失われた。また、常呂川の治水事業は大正7年に治水計画が立案され、大正10年に築堤工事に着手したことに始まり、築堤及び河道の掘削工事等が進められた。

近年においては、昭和43年に常呂川水系工事実施基本計画が策定され、築堤、河道の掘削、護岸等が実施されるとともに、洪水の軽減、農業用水及び水道水の確保等を目的として、昭和58年度に鹿ノ子ダムが完成した。

しかし、下流部・中流部では流下能力が不足しており、平成4年9月、平成10年9月及び平成13年9月洪水等、近年頻発する洪水により、家屋被害、農業被害、土木被害、水産被害等が発生し、平成4年9月洪水の被害総額は約47億円にも及んでいる。また、平成13年9月洪水では、河口域へ

流出した土砂により、ホタテの稚貝に大きな被害が発生したのは記憶に新しい。

(1) 総合的な治水対策について

常呂川流域では近年の都市化や流域の開発による流出形態の変化や規模の大きな降雨が頻発しており、洪水災害を早期に解消し、流域住民の生命、財産及び地域の社会・経済活動を守るために、従来から行われている河川対策と合わせ、保水機能の保全及び流出抑制対策等の流域対策、光ファイバー整備及びハザードマップの整備等のソフト対策を三本柱とする総合的な治水対策を緊急的かつ重点的に行う必要がある。

1) 河川対策について

常呂川において、堤防等の河道整備の必要な箇所や河岸浸食の著しい箇所等、洪水に対する安全が確保されていない箇所では、堤防・掘削・護岸等の河川整備を実施し、安全性の向上を図る必要がある。その際には、河川の直線化やコンクリート護岸のみに頼ることなく、蛇行状況を考慮した河川改修についても検討する必要がある。①

2) 流域対策について

常呂川流域では都市化や流域内の開発等により、雨水の地中への浸透や滞留といった機能が減少し、短期間に洪水が集中することが考えられる。そのため、流域の保有している保水機能を保全する必要がある、様々な流域対策を行うことにより、雨水を一時的に貯留し、河川へ徐々に流すことで、下流の負担を軽減することが肝要である。

その一つとして森林の保全がある。常呂川流域の森林面積は昭和51年から平成4年にかけて減少し、その後、横這い傾向となっている。森林には、洪水を緩和する等、多面的な機能があることから、森林の保全が必要であり、その際には在来種を主体とした育成と再生を行うものとする。②

また、宅地造成等の開発行為が行われる場合に整備する「防災調整池」等

【P39】①

掘削に当たっては、河岸の浸食による土砂供給を防ぐため植生の回復などによる河岸の保全を行うなど、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

【P43】①

河道の掘削等に当たっては、断面が単調にならないように配慮するとともに、河岸植生の回復などにより河岸の多様性確保に努める。また、河道内の樹木は、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

【P56】②

常呂川では、河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も継続するよう、地域住民と河川管理者を繋ぎ多様な主体の自主的運営をリードする人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援する。また、上下流の住民及び自治体間の交流活動や森林保全活動等に対する支援を行う。

<p>の流出抑制対策を実施する必要がある。※</p>	<p>※法律の規制があり、例えば、民有林の開発により、水害の発生の恐れがある場合には、適切に対応が行われています。</p>
<p>3) ソフト対策について</p>	<p>【P42】③</p>
<p>今後、流域の都市化が進行した場合、洪水の流出時間が短くなるものと考えられることから、洪水に対して迅速かつ効率的に対処できる防災体制づくりが必要である。そのためには、現在、開発局や各自治体で推進している光ファイバー整備を常呂川流域においてネットワーク化し、平常時からの河川情報及び災害時における防災情報の共有化を図るとともに、各市町においては洪水ハザードマップの整備を図る必要がある。③</p>	<p>迅速かつ効果的な洪水対応及び危機管理対策を行うため、北見市に続き、新たに訓子府町、置戸町への接続などの光ファイバー網の整備を行うとともに、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動及び避難誘導等への活用を支援する。</p>
<p>(2) 鹿ノ子ダムについて</p> <p>鹿ノ子ダムは、昭和59年度から運用を開始しているが、全国的に最も多く採用され、中小洪水に対しても効果を発揮できる「一定率一定量方式」により洪水調節を行っている。</p>	<p>【P53】③</p> <p>災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップの充実及び活用に関する技術的支援や地域防災に関する啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。</p>
<p>平成13年9月洪水における洪水調節量は、過去最大の434万m³（東京ドームの3.5杯分）となり、洪水の低減期において、下流の常呂町における内水排除の状況に配慮した洪水調節方法により水位低減効果を得た。今後は下流の洪水状況・被害状況等に配慮した洪水調節方法、降雨規模に応じた洪水調節方法等の可能性について検討する必要がある。④</p>	<p>水防法の規定により、自治体においては洪水予報等の伝達方法を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている。現在、関係する流域の洪水ハザードマップの公表は完了しているが、今後も災害情報普及支援室等活動を通じ市町村の洪水ハザードマップの充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。</p>
<p>2. 水利用について</p> <p>常呂川の本格的な水利用は大正期に水田のかんがい用水として始まり、水道水の利用は昭和27年に北見市で始まり、現在流域の1市5町に給水されている。また、流域開発等に伴う水需要の増加に対処するため、昭和58年に多目的ダムとして「鹿ノ子ダム」が完成し、かんがい用水や水道用水等と維持流量（流水の清潔の保持・人と川との豊かな触れ合い・動植物の生息・生育等に必要の流量）の補給を行っている。現在の利水状況はかんがい用水が91.6%とその大部分を占め、その他に水道用水、鉱工業用水等に利用</p>	<p>【P51】④</p> <p>鹿ノ子ダムについては、降雨や貯水池の状況を把握し、治水、利水、環境に寄与するよう施設の目的に応じた適切な維持管理を行う。また、ダムの治水、利水の機能を最大限発揮できるよう、運用について、必要に応じ調査・検討を行う。</p>

され、常呂川の水は流域の生産活動と密接な関係にある。

また、常呂川流域はオホーツク海型気候に属し、年間降水量は700mm～800mm程度と日本で最も少ない地域であり、森林の保全等による水資源の確保、有効利用及び適正な管理が求められる河川である。

(1) 適正な水利用について

河川水の利用が進んでいる中で、取水においては安定的・合理的な運用を図るために、平成14年6月に河川管理者及び利水者を構成メンバーとする「常呂川水系流域水利用協議会」が設立されたところであるが、適正な取水を行い、流水の清潔の保持・人と川との豊かな触れ合い・動植物の生息・生育等に必要な流量を確保することが肝要である。

北見市、端野町の水道水源でもある常呂川の水質汚濁が顕在化しており、安全かつ良質な水道水を安定的に供給するために、引き続き努力すべきである。

また、渇水時においても節水等の円滑な渇水対策の実施が可能となり、適正な水利用を図ることができるように、常日頃から流域の住民や上記協議会に河川・利水情報を提供し、情報を共有化することが必要である。⑤

3. 河川環境の整備と保全について

近年、豊かでゆとりのある質の高い生活や良好な環境を求める地域住民のニーズが高まっており、河川は単に治水、利水の機能を持つだけでなく、その多様な自然環境や水辺空間が生活環境の舞台としての役割を果たすものと期待されるようになり、水質の改善等、水環境への関心も高まっている。このような背景の中、平成9年に河川法が改正され、治水、利水に加え、「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。

常呂川における動植物の状況は、平成4年から開発局で実施している「河川水辺の国勢調査」によれば、代表的な河岸植物は、自然植生の木本植物群落であるヤナギ類で、左右岸に広範囲に大群落を形成し、河川敷の植物層は湿地性～乾地性の草本植物が主体となっている。鳥類はこれまで10科10

【P55】⑤

水質の保全に当たっては、常呂川の水質(BOD)は、現状では環境基準を満足しているものの、大腸菌群数は環境基準を超えている。このため、平成14年度より「第2期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」事業の対象河川となり、この計画に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の整備促進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減、鹿ノ子ダムの運用見直しによる流況の改善に取り組むなど、関係機関と連携し、現況水質の改善に努める。

また、流域からの土砂流入による本川等の濁りについては、耕作されている堤外民地について、買収を含め対策を検討するとともに、関係機関等と連携して取りまとめた「常呂川の水をきれいにしたいね！～流域からの土砂流出を防止・軽減!!～」(平成19年常呂川の濁水に関する流域検討会)に基づき、簡易的な舗装に使用する流木チップを河川管理者が提供することなど、関係機関等で土砂の流出に関する対策の実施及び情報交換等を行い、流域からの土砂流入の軽減に努める。

その際、流域から発生する土砂については、十分その機構が解明されておらず、海域への影響も含め、引き続き調査・研究を進める。

3種が確認され、下流域ではカモメ類、中流域ではキツツキ類、上流域ではヒタキ類等が多く確認されており、国の天然記念物に指定されているオジロワシ、オオワシ、クマガラが下流域で確認されている。魚類はこれまで8科23種が確認され、降海型イトヨ、フクドジョウ、エゾウグイ、カワヤツメの一種、サケ等が多く確認されるなど優れた自然環境に恵まれている。

常呂川の水質の状況は、北見市より上流においては、概ね環境基準値を満足し清浄である。また、北見市においては、下水道普及率は96%であるが、工場排水や都市排水等の影響により、北見市から下流では水質が悪化している。

常呂川の水質は横這いの状態が続いているが、環境基準地点の忠志橋（端野町）では、水質の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）75%値は平成10年、11年に環境基準値（3.0mg/l）を超過し、大腸菌群数も殆どの地点で環境基準値を超過しており、北海道内の他河川と比較しても汚れた河川となっている。なお、水質調査については、法律で定める調査以外についても必要に応じて調査を行うものとする。 ※※

（1）自然環境の保全と創造について

平成2年より旧建設省の施策として、生物の良好な生育環境に配慮し、美しい自然景観を保全、創出する「多自然型川づくり」が全国的に進められている。

常呂川においても、自然豊かな蛇行特性を活かし、動植物の生息環境を保全し、創造する川づくりが必要である。そのためには、ワンドや瀬と淵の再生、河川生態系の維持に重要な役割を果たす河畔林（在来種）を極力保全し、創造することが肝要である。なお、河川改修を行う場合には、生物の生息環境等を勘案した工法の検討が必要であり、また、河岸保護の方法についても安全性を確保しつつ、極力環境面へ配慮する必要がある。⑥

（2）水質改善対策について

水質改善に係わる流域の取組として、平成4年6月に常呂川水系環境保全

また、河口付近の土砂の堆積等は、洪水時に、直接海域への土砂供給に影響を与えることから、維持管理にあたっては十分留意する。

更に、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。

【P55】⑤

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて地域住民の生活や社会活動等に大きな影響を与える。このため、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、常呂川水系流域水利用協議会等を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水等呼びかける等、流域全体での取り組みに努める。

※※平成19年には土木現業所等と連携し、水質調査を実施するなど柔軟に対応しています。

【P39：再掲】⑥

掘削に当たっては、河岸の浸食による土砂供給を防ぐため植生の回復などによる河岸の保全を行うなど、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

【P43：再掲】⑥

河道の掘削等に当たっては、断面が単調にならないように配慮するとともに、河岸植生の回復などにより河岸の多様性確保に努める。また、河道内の樹木は、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

対策協議会（北見市、置戸町、訓子府町、留辺蘂町、端野町、常呂町）が発足し、北見工業大学地域共同研究センターとの共同で調査・研究が進められ、畜産排水が水質汚濁の大きな要因とされた。そのため、畜産農家に対して啓発活動を実施するとともに、「常呂川ウォッチング」の開催、環境マップや機関誌等を配布し、地域住民へ環境保全の啓蒙活動を行っている。

そのような活動にもかかわらず、北見市、端野町の水道水源でもある常呂川の水質汚濁が顕在化し、平成11年11月には、流域自治体が一体となった取組を一層推進し、全道の水道水源保全の模範とするべく、常呂川の北見市広郷浄水場取水地点（訓子府町日の出）より上流域が「北海道の水道水源保全に関する基本方針」に基づく重点対策流域に指定されている。

また、平成11年11月「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、各市町において「家畜排せつ物利用促進計画」が策定され、常呂川流域においても、汚濁負荷の低減を図るために、平成16年10月末までに堆肥舎、液肥化施設、尿溜めなどの整備を早急に必要な。⑦

平成14年7月には、BODが数年に一度、大腸菌群数が頻繁に環境基準値を超過するといった水質汚濁が見られること、水質改善に対する地域の要望が高いこと等から、河川事業、下水道事業、地域の取組が一体となって、緊急的かつ重点的に、水環境改善に取り組む「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」の第2次計画対象河川として常呂川が選定された。

常呂川の水質改善については、上記取組を行っている関係機関が有機的に連携し、水質調査を密に行い、家畜ふん尿対策をはじめとする汚濁発生源対策、常呂川へ流入する河川等において自然浄化能力の向上を含む水質浄化対策、下水道対策等の各種施策を効率的に実施することが肝要であり、その施策の内容や効果等は広く地域の住民に周知する必要がある。⑧

さらに、我々一人一人の水質浄化への意識を向上させるよう家庭から出る

【P55：再掲】⑦⑧

水質の保全に当たっては、常呂川の水質(BOD)は、現状では環境基準を満足しているものの、大腸菌群数は環境基準を超えている。このため、平成14年度より「第2期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」事業の対象河川となり、この計画に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の整備促進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減、鹿ノ子ダムの運用見直しによる流況の改善に取り組むなど、関係機関と連携し、現況水質の改善に努める。

生活雑排水の負荷削減対策、河川へのゴミ投げ捨てを防止する対策等を推進する必要がある。

(3) 土砂流出対策について

平成13年9月の秋雨前線と台風15号による大洪水では上川沿水位観測所(常呂町)で既往最大の流量を観測したが、この洪水では、大量の土砂(細粒分を含んだ濁水)が海域に流出し、農業・漁業に大きな被害をもたらしたが、土砂の発生源としては流域の山地や畑、堤外にある畑や裸地、河岸浸食等と推測される。また、常呂川の高水敷は様々な目的で利用されているが、下流部の常呂町及び端野町において、畑地利用が多くなっている。

一方、河川水が流入する沿岸域は栄養塩類に富み、水産生物の繁殖場や稚魚の保育場として大きな役割を果たし、豊かな生態系を育む場であることから、河川全体の流域環境を保全することは大変重要である。

土砂流出対策を実施するにあたっては、流域における環境保全対策、高水敷利用の適正化、河岸の保護、堤外民地の買収、ビオトープ、ワンドの設置等、流域全体に亘る総合的な取組が必要であり、様々な課題に対する広い知識と、関係する行政・関係機関の密接な連携が不可欠であり、土砂流出対策を協議する場を設ける必要がある。⑨

(4) 河川空間の利活用について

河川の有する水辺空間は、地域住民に貴重な自然環境、憩いと安らぎ、スポーツ・レクリエーション及び交流の場を提供している。これらの水辺空間は、流域市町のまちづくりを進めていく上で重要な空間であり、北見市の高水敷ではハーブ公園、パークゴルフ場、スポーツ広場などの整備が行われ、様々なイベントも開催され、多くの市民に利用されている。また、低水路等では、自然観察、河川の簡易な水質調査、水遊び、魚釣りなどに広く利用されている。

今後も、常呂川流域において、治水及び利水計画との整合を図りながら、流域の恵まれた自然環境を生かし、地域住民が安心して利用できる河川環境

【P55：再掲】⑨

流域からの土砂流入による本川等の濁りについては、耕作されている堤外民地について、買収を含め対策を検討するとともに、関係機関等と連携して取りまとめた「常呂川の水をきれいにしたいね！～流域からの土砂流出を防止・軽減!!～」(平成19年常呂川の濁水に関する流域検討会)に基づき、簡易的な舗装に使用する流木チップを河川管理者が提供することなど、関係機関等で土砂の流出に関する対策の実施及び情報交換等を行い、流域からの土砂流入の軽減に努める。

その際、流域から発生する土砂については、十分その機構が解明されておらず、海域への影響も含め、引き続き調査・研究を進める。

また、河口付近の土砂の堆積等は、洪水時に、直接海域への土砂供給に影響を与えることから、維持管理にあたっては十分留意する。

【P45】⑩

河川空間の整備にあたっては、河川環境基本計画のブロック別管理方針を踏まえ、生活の基礎や歴史、文化、風土を形成してきた常呂川の恵みを活か

の整備と保全を進めていく必要がある。⑩

4. 流域の人々と連携した川づくりについて

常呂川は流域の市町の歴史の発祥地であり、かつては住民の心の故郷であった。そして、それぞれの地域の産業と密接に関わり合い、地域に多くの恩恵をもたらしたが、その反面、川に対する考え方は地域で異なることとなり、様々な課題が生じている。

今後、常呂川が抱える多くの課題はその地域のものだけではなく、流域全体の共通の課題という認識のもと、流域の人々の連携により解決を図る必要がある。

さらに、常呂川流域の住民は、よりよい常呂川を後世に残していくために、川への理解と河川愛護の精神を育みながら流域の将来像を見据え、河川整備や河川環境の保全等、流域の特色を生かした川づくりを自ら考えていくことが必要である。

しつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツ、船の活用などの河川利用、環境学習の場等として活用できるよう、できるだけ自然を活かすとともに、高齢者をはじめとしてだれもが安心して親しめるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき水辺を整備し、人と川とのふれあいの場の整備に努める。その際、河口部の歴史的な遺跡の保全など、沿川の自治体の河川に関連する取り組みや地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備を推進する。

鹿ノ子ダム(おけと湖)周辺については、「水源地域ビジョン」の推進に向けて関係機関等と連携し、地域支援を行い、豊かな自然環境を保全しつつ、地域の活性化につながる拠点づくりに努める。

【P56】⑩

北見市街地周辺及び無加川付近の河川公園等は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されており、引き続き関係自治体等と連携し、これらの機能が確保されるよう努める。

(1) 流域の人々との情報交換について

適正な河川管理・川づくりを行うためには、河川管理者・地元自治体・地域住民が相互に情報交換や意見交換し、住民の理解を得るように努める必要がある。

自治体と一般市民及び市民団体との情報交換、河川管理者と一般市民及び市民団体との情報交換は、様々な機会をとらえて行う必要があり、ホームページ・広報誌等を利用した情報提供や意見の募集、各種イベントにおけるアンケート調査、河川に関する市民講座、学校関係への出張講義、シンポジウム、意見交換会の開催等が考えられる。

また、開発局で整備中の光ファイバー網を流域自治体等を含めてネットワーク化し、情報交換、インターネットによる河川映像の配信等、利活用の可能性について検討することが肝要である。⑫

(2) 流域の人々との連携について

流域住民による河川管理等への参加が地域と密着した川づくりに寄与すると考えられることから、流域住民との情報交換・意見交換と併せ、住民が河川管理等に参加できる仕組みを検討することが必要である。そのためには、河川清掃はその一環であるが、一步進めて、植生浄化施設等の維持管理を市民団体がを行い、河川管理者や自治体がそれを支援するような仕組みを模索する必要がある。⑪

(3) 河川を利用した流域住民の交流について

流域住民が常呂川に対する共通認識を持ち、川への理解や河川愛護の精神を育むために、流域一体となった継続性のある河川清掃等のボランティア活動、各自自治体・市民団体・NPO等が連携協力した地域ぐるみの「常呂川まつり（仮称）」などのイベント、記念的な事業（植樹など）等、河川を利用して上下流の住民が交流できる機会が必要である。⑬

(4) 自然環境学習について

近年、川への関心が薄れてきたと言われて久しいが、生活スタイルが変化

【P56：一部再掲】⑪⑬

河川美化のため、河川愛護月間(7月)等を通して河川美化活動を実施すると共に、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。また、地域住民や市民団体と連携して河川空間の維持管理を進める。

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備や河川愛護モニター制度の活用等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況を踏まえ、これら多様な主体の参加による、連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず、防災、教育、社会福祉等様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの構築に寄与するよう努める。

常呂川では、河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も継続するよう、地域住民と河川管理者を繋ぎ多様な主体の自主的運営をリードする人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援する。また、上下流の住民及び自治体間の交流活動や森林保全活動等に対する支援を行う。このような市民活動や自治体間の交流活動が、常呂川の流域内にとどまらずに網走管内の他の流域にも展開されるよう支援する。

【P42：再掲】⑫

迅速かつ効果的な洪水対応及び危機管理対策を行うため、北見市に続き、新たに訓子府町、置戸町への接続などの光ファイバー網の整備を行うとともに、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動及び避難誘導等への活用を支援する。

したこと、川を利用した様々な遊びを伝授する人が少ないこと、川と生活との係わりなどを知る機会が少ないこと等も人を川から遠ざけていると推察される。

特に、未来を担う子供達が川について学べる機会の創出が望まれるが、学校教育への常呂川での野外学習の導入、夏休みを利用した常呂川体験ツアー、川に関する自由研究のコンテストなどの実施、親子で参加できる簡単な水質調査など、各地域単位での取組みを推進することが必要である。⑭

【P45：再掲】⑭

河川空間の整備にあたっては、河川環境基本計画のブロック別管理方針を踏まえ、生活の基礎や歴史、文化、風土を形成してきた常呂川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツ、船の活用などの河川利用、環境学習の場等として活用できるよう、できるだけ自然を活かすとともに、高齢者をはじめとしてだれもが安心して親しめるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき水辺を整備し、人と川とのふれあいの場の整備に努める。

【P56：再掲】⑭

北見市街地周辺及び無加川付近の河川公園等は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されており、引き続き関係自治体等と連携し、これらの機能が確保されるよう努める。